

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人文理学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大分県大分市大字一木1727番地162に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、産学官民の共同の教育を旨として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開と人格の向上完成に努め、信頼と愛情を基盤とした産業界有為の人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | | |
|-----|------------------|--------|-----------------------------------|
| (1) | 日本文理大学 | 大学院 | 工学研究科 |
| | | 工学部 | 航空宇宙工学科・情報メディア学科・建築学科・
機械電気工学科 |
| | | 経営経済学部 | 経営経済学科 |
| | | 保健医療学部 | 保健医療学科 |
| (2) | 日本文理大学附
属高等学校 | 全日制課程 | 普通科・機械科・情報技術科 |
| (3) | 日本文理大学医
療専門学校 | 医療専門課程 | |

第5条 削除

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上8人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1人を副理事長として、理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総長 1人
- (2) 日本文理大学学長 1人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上3人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する役職者のうち、その職務を兼務する者がある場合の理事の定数は、当該兼務数を減じた数とする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期等）

第9条 第7条第1号から第3号の理事は、総長、日本文理大学学長、評議員の職にある間、理事の職にあたるものとし、その職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

2 第7条第4号の理事及び監事（以下この条において「役員」という。）の任期は、4年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- （1）法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- （2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- （3）職務上の義務に違反したとき。
- （4）この法人の役員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- （1）任期の満了
- （2）辞任
- （3）死亡
- （4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（副理事長の職務）

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1）この法人の業務を監査すること。
- （2）この法人の財産の状況を監査すること。
- （3）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号又は第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員の損害賠償責任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第20条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第22条 第20条第2項にかかわらず、理事（理事長、業務を遂行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第23条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、16人以上20人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第28条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者8人以上10人以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者3人

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人以上7人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第29条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第6章 総長

(総長)

第31条 この法人に、総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する各学校及び学術研究機関の教学に関する事項を総括する。

(総長の選任)

第32条 総長は、評議員会の意見を聴いて理事会において選任する。

(総長職務の代理等)

第33条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(総長の解任及び退任)

第34条 総長が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 総長たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 総長は次の事由によって退任する。

- (1) 辞任
- (2) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第7章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第38条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第39条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第40条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第41条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第42条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第43条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第44条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を学園事務局法人本部の事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第46条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第47条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなけ

ればならない。

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第49条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第50条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第52条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第53条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に学園事務局事務本部の事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、学校法人文理学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第55条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- (1) この寄附行為は、認可の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	麻生柳太
理事	菅幸雄
理事	三浦怜三
理事	黒岩岩太郎
理事	迫村小一郎
監事	檜崎清
監事	松崎関助

附 則

この改正寄附行為は、昭和39年3月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和40年1月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和41年1月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和42年3月18日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和42年6月21日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和42年12月28日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和43年11月20日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和47年3月20日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和48年10月12日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和49年1月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和49年12月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和51年11月8日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和56年6月20日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和61年12月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和63年1月13日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成元年5月15日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成4年5月28日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成4年11月13日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成14年12月19日から施行する。

附 則

この文部科学大臣認可（平成15年3月31日）の寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この文部科学大臣認可（平成16年3月31日）の寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年8月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年12月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年9月15日）から施行する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和4年10月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年1月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年2月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年10月20日）から施行する。

学校法人文理学園役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文理学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第46条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人文理学園給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、手当、退任慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員のうち、理事長の報酬月額、別表第1の俸給表のうちから、理事会において決定し、賞与については、以下の計算式により算出される額とする。

$$\left(\text{報酬月額} + \text{家族手当} + \text{調整金} + \frac{\text{管理職手当}}{2} \right) \times \text{支給月数}$$

- 2 非常勤の役員に対する報酬等については、別表第2に定める額とし、出席するために必要な交通費を含む。
- 3 役員退任慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。ただし、理事会の議決により解任された場合は、退任慰労金は支給しないものとする。

(学園教職員の役員報酬等)

第5条 第3条の規定にかかわらず、この法人の教職員である役員については、無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員に対する手当は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給し、報酬については、常勤の役員の賞与支給時に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する

(費用)

第7条 役員には、学校法人文理学園旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その月の就任日から日割計算をし、報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任された場合は、その月の就任期間が、20日未満のときは日割計算とし、20日以上の場合には報酬を全額支給する。ただし解任された場合は、その月の就任期間に拘らず日割計算とする。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（理事長の報酬）

（1）理事

号棒	月 額
1	1,400,000円
2	1,440,000円
3	1,480,000円
4	1,520,000円
5	1,560,000円
6	1,600,000円
7	1,640,000円
8	1,680,000円
9	1,720,000円
10	1,760,000円
11	1,800,000円
12	1,840,000円
13	1,880,000円
14	1,920,000円
15	1,960,000円
16	2,000,000円
17	2,040,000円
18	2,080,000円
19	2,120,000円
20	2,160,000円

別表第2（非常勤の役員の報酬等）

（1）報酬

	理事	監事
報酬（6月及び12月に一括支給）	30,000円／月	20,000円／月

1. 1月から6月までの期間の報酬は6月に、7月から12月までの期間の報酬は12月に支給する。

（2）手当

	理事	監事
理事会への出席	17,000円／日	15,000円／日
上記の他、会議・法人業務のための勤務	6,000円／日	6,000円／日

別表第3 (役員¹の退任慰労金)

役職	算定式
理 事 長	50,000円×在職月数
常 勤 理 事	40,000円×在職月数
非常勤役員	20,000円×在職月数